

公益社団法人日本口腔インプラント学会 旅費規程

平成22年11月11日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）定款に基づき、本会の業務のため旅行する役員及び会員等の旅費に関する基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに、旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員及び会員等が出張した場合には、この規程に定める旅費を支給する。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的かつ合理的な経路により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない場合には、現に旅行した経路及び方法により計算する。

2 会議等の出席に際しての移動には、新幹線（指定席）及び航空機の利用を認める。

3. その他の事例については、財務委員長了解のもと理事長が決定する。

(航空運賃の支弁)

第4条 航空運賃は、現に支払った運賃（実費運賃）を支給する。

第5条 同一日の異なる会議等に出席した場合の旅費は、一会議等分のみを支給する。

ただし、会場間等の移動交通費は、公共交通機関利用の実費額を支給する。

第6条 異なる会議等が2日間連続して開催され、それぞれに出席する場合には、前条に従い交通費を支給する。なお、2日目の会議出席のため宿泊を要する場合は、一会議の交通費及び宿泊費の支給とする。

(日当)

第7条 日当は、日額5千円を支給する。ただし、会議等開催日のみ支給する。

(宿泊費)

第8条 会議等が、10時30分より前又は18時より後に開催される場合には、宿泊費として、原則として2万円を上限に実費額を支給する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の請求書（旅費請求書）に必要な書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

(旅費の支弁)

第10条 交通費及び宿泊費の支払いは、旅費請求書に基づき、財務委員会委員長了解のもと理事長が決定する。なお、特別の事例についても同様とする。

第11条 旅費の支給は、原則として銀行振込みによるものとする。

(補則)

第12条 本規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附則

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この規程は、平成26年11月16日一部改正し、平成27年1月1日より施行する。
3. この規程は、平成29年3月12日一部改正し、平成29年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成30年3月11日一部改正し、平成30年4月1日より施行する。
5. この規程は、令和6年1月14日一部改正し、令和6年4月1日より施行する。

参 考

旧社団法人規程	平成17年8月15日制定及び施行
	平成20年3月30日一部改正、平成20年4月1日施行
	平成21年3月22日一部改正、平成21年4月1日施行
	平成21年6月21日一部改正及び施行
	平成22年3月14日一部改正、平成22年4月1日施行
	平成22年5月16日一部改正、平成22年4月1日施行